

○財務省告示第百十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、平成二十七年度における輸入基準数量及び同年度における協定対象外輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十七年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項に規定する輸入基準数量は、平成二十七年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

六	五	四	三	二	一	関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入基準数量
						三九、四七〇トン	一四トン

二	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七
三〇、五七五トン	六七九トン	一、二四二トン	二一、〇八九トン	一七九、三三一トン	一六、四九一トン	六一〇トン	七一一、二六二トン	一、三五九、七二四トン	六、二八〇、九八九トン	八二、九〇七トン	一一、一五五トン	一〇、八九三トン	四九、七七七トン	八・八トン	二六トン

一一二	一一三	一一三	一一四	一一五	一一六	一一七	一一八	一一九
七七八トン	八、四三五トン	一七トン	〇トン	七、七三〇トン	一一、四一一トン	一トン	六九〇トン	

二 関税暫定措置法第七条の三第一項に規定する協定対象外輸入基準数量は、平成二十七年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	協定対象外輸入基準数量
一四 一三	六、一二六、一五四トン 八一三、九六〇トン